

## 山形県高齢者・障がい者虐待防止会議設置要綱

### (目的)

第1条 高齢者及び障がい者が尊厳を持って安心して暮らすことができるよう、高齢者及び障がい者に対する虐待（以下「虐待」という。）防止のための取組みを推進するため、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）」第3条第1項及び「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」第4条第1項の規定に基づき、山形県高齢者・障がい者虐待防止会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (役割)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 虐待に関する情報交換及び総合的な状況把握と分析に関すること
- (2) 虐待防止に関する広報啓発活動に関すること
- (3) 虐待防止に関する関係機関への支援に関すること
- (4) その他虐待防止のため必要と認める事項に関すること

### (組織等)

第3条 会議は30名以内の委員で構成し、別表に掲げる団体に所属する者、学識経験者及び会議の委員に応募した者の中から選考された者をもって充てる。

- 2 会議には、座長を置く。
- 3 座長は、委員の互選により選出する。

### (事務局)

第4条 会議の事務局は、山形県健康福祉部長寿社会政策課及び障がい福祉課内に置き、会議の庶務を処理する。

### (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項については、山形県健康福祉部長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成19年5月30日から施行する。

#### 附 則

この要綱（改正）は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱（改正）は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱（改正）は、平成27年8月27日から施行する。

#### 附 則

この要綱（改正）は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱（改正）は、平成31年1月25日から施行する。

## 別表

1	山形県弁護士会
2	山形県人権擁護委員連合会
3	山形地方法務局
4	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート山形支部
5	一般社団法人山形県社会福祉士会
6	社会福祉法人山形県社会福祉協議会
7	一般社団法人山形県医師会
8	公益社団法人山形県看護協会
9	山形県民生委員児童委員協議会
10	一般社団法人山形県老人福祉施設協議会
11	山形県老人保健施設協会
12	公益社団法人認知症の人と家族の会山形県支部
13	一般社団法人山形県介護福祉士会
14	一般社団法人山形県介護支援専門員協会
15	山形県地域包括・在宅介護支援センター協議会
16	一般社団法人山形県老人クラブ連合会
17	社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会
18	山形県知的障害者福祉協会
19	山形県精神保健福祉会連合会
20	山形市・県肢体不自由児者父母の会
21	一般社団法人山形県手をつなぐ育成会
22	社会福祉法人山形県社会福祉事業団
23	山形県警察本部
24	山形県市長会
25	山形県町村会

(参考)

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成 17 年法律第 124 号)

最終更新：平成 26 年 6 月 25 日公布（平成 26 年法律第 83 号）改正  
（国及び地方公共団体の責務等）

第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体との連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成 23 年法律第 79 号)

最終更新：平成 28 年 6 月 3 日公布（平成 28 年法律第 65 号）改正  
（国及び地方公共団体の責務等）

第四条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び自立の支援並びに適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体との連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。